

秋雑草もそろそろ収束

秋らしくなってきたと思ったら突然冬のような寒さが到来しました。これだけ気温が下がると何を今更という気にもなりますが、今月もまた広葉雑草特集です。代表的な雑草ですので、念のため確認しておきましょう。

ヤハズソウ (マメ科、一年草)

名の由来は葉の先端を引っ張ると矢筈(やはず)状になることからですが、「矢筈」とは矢の羽根の形のことで、日本では昔から紋章や着物柄などに多く使用されてきた形です。

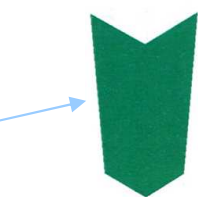
やせた土地でも根粒菌の働きによってよく繁茂し、茎は細いものの丈夫で踏みつけにもかなり強く、茎が木質化していくと耐寒性・耐乾燥性も示します。

芝地ではよく刈り込まれた開けた場所で多く見られ、土壌処理剤の種類によっては感受性が低く取りこぼしてしまう雑草で、かつ生育が進むと薬剤防除も困難になるので、緑地管理者にとっては非常に厄介な雑草の一つです。

発生は春～夏、メヒシバよりやや早い時期からだらだらと続き、茎は根際からたくさん分枝して、上部は立って群がった形になります。地面を低くはうものの、シロツメクサのように節から根を下ろしたりはしません。花期は8～10月で、茎の上部の葉のわきから淡紅色の小さい蝶形花をつけます。



↑ヤハズソウ 「新・校庭の雑草」より



←↑葉の先端を引っ張るとヤハズの形になる 「新・校庭の雑草」より



←ヤハズソウの花 同

イヌタデ (タデ科、一年草)



↑イヌタデ 「クサレス雑草ハンドブック」より

比較的軟らかい土地に生えるので、耕運される畑地や樹園地に多く発生しますが、空き地や庭などにも普通に生育します。

春から秋にかけて次々と芽生え、茎は円柱状で平滑、根際でよく分枝し、下部は低くはって伸び、上部は直立して30～70cmになります。茎の途中からも枝を出して群がった株をつくります。葉の基部に、茎を包む葉鞘があり、その縁に長い毛があるのが特徴です。葉は楕円形で表面につやがあります。



↑イヌタデの葉鞘の形 「新・校庭の雑草」より

花期は6～10月と長く、特に秋に目立ち、枝先に紅色の小花が密について穂となる様子から別名アカマンマ(赤飯)と呼ばれます。いつも咲いているように見えるのは、花卉のようにみえるのが実は紅色の顎(がく)で、また果実が実ってもほとんど茶色くならず落下し、新しい花が次々と形成されるからです。

ちなみにソバ(蕎麦)はイヌタデと同じタデ科のなかまです(タデ科ソバ属)。

製品紹介

バイザー水和剤

一年生雑草を長期間土壌処理剤、ヤハズソウにも



- 有効成分：ジチオピル 40.0%
- 毒性：普通物
- 魚毒性：A類
- 原体メーカー：ダウ
- 包装：250g/袋、10袋入り/ケース

- 広範囲の一年生雑草に対し高い除草効果を示す土壌処理剤です。
- 残効性が極めて長く、春期処理で120日以上、秋期処理で180日以上抑草します。
- 日本芝・西洋芝どちらでも使用できます。
- 発芽後の雑草には効果が劣ります。但しメシバには出芽直後にも活性を示します。
- ヤハズソウ、イヌタデ、オランダミナグサ、オオイヌノフグリ、ナズナなどにも効果があります。

作物名	適用雑草名	使用時期	薬量/10a	希釈水量/10a
日本芝	一年生イネ科雑草	春期雑草発生前(芝生育期)	50~100g	200~300L
	一年生雑草	秋期雑草発生前(芝生育期)	100~200g	
西洋芝(ケンタッキーブルーグラス)	一年生イネ科雑草	春期雑草発生前(芝生育期)	50~100g	
	一年生雑草	秋期雑草発生前(芝生育期)		
西洋芝(ライグラス)	一年生イネ科雑草	春期雑草発生前(芝生育期)		

MONTHLY TOPICS

「外来種」ってなに？

生物多様性を損なう原因として、①生物の生息地の変質・破壊 ②乱獲 ③外来種 が挙げられています。外来種問題は名古屋市の生物多様性条約第10回締約国会議（国連地球生きもの会議）でも取り上げられ、富山県内でも小矢部川流域の在来シジミが外来種によって姿を消したというニュースが報じられました（2010年10月19日北日本新聞、右記事）。ところで最近よく聞くこの「外来種」とは、いったい何なのでしょう。



環境省のホームページによると、外来種とは「もともとその地域にいなかったのに人間の活動によって他地域から入ってきた生物のこと」とあります。つまりブラックバスなど外国起源の生物だけでなく、国内でもホタルやメダカの放流、ドングリの散布などによって、もともたいる生物に影響を与えた場合、その生物は「外来種」となります※。また外来種の全てが問題なのではなく、新しい環境への適応に成功し在来種を脅かすようになった一部の生物種（「侵略的外来種」という）が問題なのであって、むしろ多くの種は環境に適応できず絶滅してしまうと考えられています。

※外来生物法では明治以降の海外からの生物のみを対象

問題のある外来種に対する規制などを定めた「外来生物法」には、「特定外来生物」「未判定外来生物」そして「要注意外来生物」が指定されています。「特定外来生物」「未判定外来生物」に指定された生物に対しては輸入や販売などが規制され罰則規定も設けられています。「要注意外来生物」は、緑化植物を含むこともあって規制はないものの、外来生物被害予防三原則に従った適切な取扱いが求められています。

外来種による被害を拡大させないためには、ペットなどを野外に捨てないことはもちろん、不要な植物や芝生、庭で刈り取った植物を近くの公園や自然地域に捨てないことなども大切になります。生物に向き合う業務だけに、日々を再点検してみましょう。

特定外来生物、及び未判定外来生物に指定されている植物

- ・ オオキンケイギク
- ・ ナガエツルノゲイトウ
- ・ ボタンウキクサ
- ・ ミズヒマワリ
- ・ ブラジルチドメグサ
- ・ アンズラ・クリスタータ
- ・ オオハンゴンソウ
- ・ アレチウリ
- ・ H. bonariensis
- ・ ナルトサワギク
- ・ オオフサモ
- ・ H. umbellata
- ・ オオカワヂシャ
- ・ スパルティナ・アングリカ

要注意外来生物に指定されている緑化植物

- ・ イタチハギ
- ・ ハイイロヨモギ
- ・ シバムギ
- ・ ギンネム
- ・ シナダレスズメガヤ
- ・ ネズミムギ・ホソムギ
- ・ ハリエンジュ
- ・ オニウシノケグサ
- ・ キシュウズメノヒエ
- ・ トウネズミモチ
- ・ カモガヤ
- ・ オオアワガエリ

外来生物被害予防3原則

～侵略的外来生物による被害を予防するために

1. 入れない

～悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない

2. 捨てない

～飼っている外来生物を野外に捨てない

3. 拡げない

～野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない

参考文献：日本生態系協会「環境を守る最新知識」、環境省ホームページ「外来生物法」 <http://www.env.go.jp/nature/intro/>

取扱い・お問合せは—

緑を育み、未来へつなぐ



株式会社 サカエグリーン

〒930-0171 富山県富山市野々上150番地
TEL: 076-434-0036 FAX: 076-434-4968